

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立明親小学校
校長 緩詰 研二

臨時休業期間中の児童の特例預かりの実施について（4月28日）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

別途連絡させていただきましたとおり、京都市立小学校の臨時休業期間を当面5月17日（日）まで延長することとなりました。それに伴い、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、引き続き、特例預かりを実施します。

ただ、京都府が、緊急事態宣言の中でも「特別警戒地域」に指定されている現状を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をお願いいたします。

5月7日（木）からの特例預かりに関しましてご希望される保護者におかれましては、改めて「特例預かりの申請書」の提出が必要です。下記留意点を熟読のうえ、お申込みください。

記

1 実施期間

令和2年5月7日（木）～5月15日（金）

※上記期間の土曜日、日曜日、祝日は実施いたしません。

2 時間

午前：8時30分～12時 午後：12時～15時30分

3 対象者（以下の条件をすべて満たす方）

- (1) 在籍小学校の児童であること
- (2) 保護者等が就業等により、やむを得ず保育できない状況にあること
- (3) 祖父母等の支援が受けられない状況にあること
- (4) 新一年生については、必ず保護者等が登下校に随行すること

4 実施場所

児童が在籍している小学校

5 預かり中の活動内容

臨時休業期間中の家庭学習として提示している学習課題（教科書等を活用した学習、プリント等）や読書等の自学自習を中心とします。なお、新一年生は自学自習が難しいことから、読み聞かせ、お絵描きなどの活動を行います。

また、グランド等で、適切な運動の機会も確保できるように取り組みます。

（裏面があります）

6 注意事項

- (1) 給食は実施いたしません。午前・午後を通した預かりとなる場合は、弁当とお茶を持参してください。
- (2) 預かりに当たっては、別途お知らせしている「臨時休業期間中の健康管理について」でお配りした「健康観察票」を、毎日、記入のうえ、児童に持参させてください。
- (3) 発熱、風邪等の体調不良がある場合は、児童の受け入れができません。また、預かり時間中に発熱等の体調不良が生じた場合は、保護者のお迎えを依頼しますので、学校からの連絡が確実につくようにお願いします。
- (4) 通常の登下校とは、時間帯やメンバーが異なりますので、できる限り保護者等が、送り迎えに御協力ください。なお、新一年生で、「特例預かり」を利用する児童の家庭については、必ず、保護者等が登下校に随行していくください。
- (5) 遅刻や早退など、利用時間に変更が生じる場合は、学校に必ず御連絡ください。

7 申し込み

希望される場合は、申請書の様式を下記のいずれかの方法でご準備いただき、事前に、もしくは、5月7日（木）以降に子どもたちが初めて特例預かり利用で登校する日に持たせてください。

なお、申請書の記載内容（申込日・時間帯等）については、御家庭でも確認できるよう、適宜、メモなどして、控えを残しておいてください。

- ア) 明親小学校ホームページから様式をプリントアウトする。
- イ) 明親小学校職員室まで取りに来ていただく。

ア、イの方法でご準備いただけない場合は、5月7日以降に、子どもたちが初めて特例預かり利用で登校する日に、その日の分の依頼事項のみ、書面（コピー用紙や連絡帳に下記の件を記入）にてお知らせください。

【書いていただく内容】

- ・児童名、学級（年組）
- ・依頼理由
- ・保護者名（捺印）
- ・預かり希望時間
- ・預かり利用後の動き（帰宅もしくは学童・学童利用の場合は何時から）
- ・緊急連絡先（2名分）

この日に申請書の様式をお渡しますので、以降も預かりを希望される場合には、申請書に必要事項を記入の上、次回預かり利用日に持たせてください。どうぞよろしくお願ひいたします。